

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画

平成24年 4 月 1 日から

5 年間

平成29年 3 月 31日まで

沖 縄 県

目 次

第一 計画の期間-----	1	(2) 狩猟鳥獣-----	16
		(3) 外来鳥獣等-----	16
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項-----	1	(4) 一般鳥獣-----	16
1 鳥獣保護区の指定-----	1	2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定-----	16
(1) 方針-----	1	(1) 許可しない場合の基本的考え方-----	17
(2) 鳥獣保護区の指定等計画-----	3	(2) 許可する場合の基本的考え方-----	17
2 特別保護地区の指定-----	7	(3) わなの使用に当たっての許可基準-----	18
(1) 方針-----	7	(4) 許可に当たっての条件の考え方-----	19
(2) 特別保護地区指定計画-----	8	(5) 許可権限の市町村長への移譲-----	19
3 休猟区の指定-----	11	(6) 捕獲実施に当たっての留意事項-----	19
(1) 方針-----	11	(7) 捕獲物又は採取物の処理等-----	19
(2) 休猟区指定計画-----	12	(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集-----	20
4 鳥獣保護区の整備等-----	14	(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る 捕獲許可の考え方-----	20
(1) 方針-----	14	3 学術研究を目的とする場合-----	20
(2) 整備計画-----	14	(1) 学術研究-----	20
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項-----	15	(2) 標識調査-----	21
1 鳥獣の人工増殖-----	15	4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る 被害の防止を目的とする場合-----	22
2 放鳥獣-----	15	(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方-----	22
(1) 方針-----	15	(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成-----	22
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画-----	15	(3) 鳥獣の適正管理の実施-----	24
(3) 放獣計画-----	15	(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定-----	24
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項-----	16	(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等-----	28
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方-----	16	5 その他特別の事由の場合-----	29
(1) 希少鳥獣-----	16	6 鳥獣の飼養登録-----	31

(1) 方針-----	31
(2) 飼養適正化のための指導内容-----	31
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域 及び猟区に関する事項-----	32
1 特定猟具使用禁止区域の指定-----	32
(1) 方針-----	32
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画-----	33
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳-----	34
2 特定猟具使用制限区域の指定-----	34
3 猟区設定のための指導-----	34
4 指定猟法禁止区域-----	34
(1) 方針-----	34
(2) 許可の考え方-----	34
(3) 条件の考え方-----	34
(4) 法第12条第2項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域-----	34
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項-----	35
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項-----	35
1 基本方針-----	35
2 鳥獣保護対策調査-----	35
(1) 方針-----	35
(2) 鳥獣生息分布調査-----	35
(3) 希少鳥獣等保護調査-----	36
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査-----	36
(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査-----	37

3 狩猟対策調査-----	38
(1) 方針-----	38
(2) 狩猟鳥獣生息調査-----	38
(3) 放鳥効果測定調査-----	38
(4) 狩猟実態調査-----	38
4 有害鳥獣対策調査-----	38
(1) 方針-----	38
(2) 調査の概要-----	38
第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項-----	39
1 鳥獣行政担当職員-----	39
(1) 方針-----	39
(2) 設置計画-----	40
(3) 研修計画-----	40
2 鳥獣保護員-----	40
(1) 方針-----	40
(2) 設置計画-----	41
(3) 年間活動計画-----	42
(4) 研修計画-----	42
3 保護管理の担い手の育成-----	42
(1) 方針-----	42
(2) 狩猟者の減少防止対策-----	42
4 鳥獣保護センター等の設置-----	42
5 取締り-----	43
(1) 方針-----	43
(2) 年間計画-----	43

第九	その他	43
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	43
2	狩猟の適正管理	43
3	傷病鳥獣救護の基本的な対応	44
4	安易な餌付けの防止	45
5	感染症への対応	45
6	普及啓発	45
(1)	鳥獣保護思想の普及	45
(2)	野鳥の森等の整備	47
(3)	愛鳥モデル校の指定	47
(4)	法令の普及徹底	48

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

琉球政府時代は、鳥獣保護区（与那覇岳、西銘岳、伊部岳、佐手川流域、喜如嘉、松田、天底、伊豆味、名護岳、山田、比謝川、熱田、首里末吉、比屋定、狩俣、バンナ岳、川平湾、大原）や禁猟区（西表浦内川上流カンピレー、奥武山漫湖）、銃猟禁止区域（平良市大野山林）を指定して鳥獣の保護を図っていた。

昭和47年の祖国復帰後は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律32号）、（現「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）」（以下「法」という。））に基づき、鳥獣保護行政を行うようになり、昭和49年には北大東、南大東、大保、屋嘉比島鳥獣保護区、昭和50年には仲里、恩納、山田、安波、具志川、狩俣鳥獣保護区、昭和52年には与那覇湾鳥獣保護区、そして昭和59年には伊良部鳥獣保護区を指定している。

また、県指定鳥獣保護区のうち、鳥獣保護をより一層充実させるため、平成8年に屋我地、平成9年に漫湖、平成10年に仲の神島、平成12年に与那国、平成13年に西表、平成15年に名蔵、平成16年に南北大東島、平成21年に安波と伊部岳を、平成23年に与那覇湾と池間を国指定へと移管した。

現在、県指定鳥獣保護区は14箇所（総面積7,964ha）となっており、国指定鳥獣保護区の11箇所（総面積24,323ha）を合わせると25箇所（総面積32,287ha）となる。

本県は、亜熱帯・海洋性気候のもと、広大な海域に点在する多くの島しょから成り立ち、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ等の固有種を始めとした鳥獣が生息するとともに渡り鳥の重要な渡来地及び休息地となっている。鳥獣保護区はこれらの鳥獣の捕獲等又は採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境の保全及び保護を図るなど重要な役割を果たしていることから、次のことを踏まえ今後とも指定に努める。

(ア) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内で極力長期間とする。計画期間内において期間満了となる鳥獣保護区については、鳥獣の保護を図るため、再指定を図る。

(イ) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、そのような地域に鳥獣保護区を優先的に指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるように配慮する。

(ウ) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するための鳥獣保護区を指定するよ

う努める。

- (エ) 市街地及びその近郊において、都市における生活環境改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生活環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区として指定するよう努める。
- (オ) 国指定鳥獣保護区に移管計画のある鳥獣保護区については、移管の事務手続きが全て終了するまでの間は、引き続き県指定鳥獣保護区として鳥獣の保護を図る。
- (カ) 鳥獣保護区の指定に当たっては、野生鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努め、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との共存が図られるよう十分留意する。
- (キ) 自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域においては、できる限り包含するように考慮する。

イ 指定区分ごとの方針

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。なお、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保に資する。現在、大保、名護岳、恩納、山田、比謝川、具志川、仲里鳥獣保護区を指定している。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護する目的で、大規模生息地の保護区を指定するものであるが、本県は多くの島々から構成され、面積が狭いため指定が困難であることから、本計画期間中の指定は行わない。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものを除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等必要な地域を集団渡来地の保護区として指定する。現在、伊良部鳥獣保護区を指定している。

なお、渡り鳥等の集団渡来地であり希少な野生鳥獣の生息域である古宇利島、億首川下流域、粟国島、及び豊見城市与根遊水池周辺において鳥獣保護区の指定を図る。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等集団繁殖に必要な地域を集団繁殖地の保護区として指定する。アジサシ類の集団繁殖が見られる、渡嘉敷村のナガンヌ島、クエフ島及び神山島（通称チャービシ）の指定を図る。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅の恐れのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地で、これらの鳥獣の保護上必要な地域を希少鳥獣生息地の保護区として指定する。

現在、屋嘉比島、西銘岳、佐手、与那覇岳鳥獣保護区を指定している。このうち、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等希少鳥獣が生息する西銘岳、与那覇岳鳥獣保護区については、鳥獣保護を一層充実させ、生息環境の保全を図るため国指定鳥獣保護区への移管を図るべく関係機関との調整を図る。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や湖畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域や、鳥獣の移動経路になる見込みのある地域を保護区として指定するものであり、対象となる候補地を科学的知見に基づき把握に努める。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

豊かな生活環境の形成や自然とのふれあいの場、又は鳥獣の観察や保護活動等環境教育の場を確保するため、市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を身近な鳥獣生息地の保護区として指定する。現在、狩俣・島尻、末吉鳥獣保護区を指定している。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥 獣 保 護 区 指 定 標 目	既 指 定 鳥 獣 保 護 区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
			24 年度	25	26	27	28	計 (B)	24 年度	25	26	27	28	計 (C)
森林鳥獣生息地	箇所	7	箇所			5	5							
	面積	3,000ha	1,857ha	変動面積		1609ha	1609ha	ha						
大規模生息地	箇所		箇所											
	面積			変動面積				ha						
集団渡来地	箇所	1	箇所	2	1	2	5							
	面積	4,851ha	変動面積	765ha	295ha	4940ha	6,000ha	ha						
集団繁殖地	箇所	0	箇所	1			1							
	面積	ha	変動面積	46ha			46ha	ha						
希少鳥獣生息地	箇所	4	箇所			1	1							
	面積	1,037ha	変動面積			129ha	129ha	ha						
生息地回廊	箇所		箇所											
	面積		変動面積					ha						
身近な鳥獣生息地	箇所	2	箇所			1	1							
	面積	219ha	変動面積			200ha	200ha	ha						
計	箇所	14	箇所	3	1	3	6	13						
	面積	7,964ha	変動面積	811ha	295ha	5069ha	1809ha	7,984ha	ha					

区 分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
	24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所									5		5		7
	面積	ha					ha			1609ha		1609ha		1,857ha
大規模生息地	箇所													
	面積	ha					ha							
集団渡来地	箇所								1			1	4	5
	面積	ha					ha		4851ha			4851ha	1,149ha	6,000ha
集団繁殖地	箇所												1	1
	面積	ha					ha						46ha	46ha
希少鳥獣生息地	箇所						1	1	2			4	△ 3	1
	面積	ha					84ha	158ha	795ha			1037ha	△ 908ha	129ha
生息地回廊	箇所													
	面積	ha					ha							
身近な鳥獣生息地	箇所									1		1		2
	面積	ha					ha			200ha		200ha		219ha
計	箇所						1	1	3	6		11	2	16
	面積	ha					84ha	158ha	5646ha	1809ha		7697ha	287ha	8,251ha

* 箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E **箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

指定無し

(イ) 大規模生息地の保護区

指定無し

(ウ) 集団渡来地の保護区

(第2表)

年 度	保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区 予 定 名 称	指定面積	指定期間	公有水面 の占有率	備 考
平成24年度 計	サギ、タカ、シギ類 サギ、シギ、チドリ類 (クロツラヘラサギ含む)	粟国村 豊見城市	粟国島鳥獣保護区 豊見城三角池 鳥獣保護区 2 箇所	764ha 1ha 765ha	20年 20年	0.0% 100%	
平成25年度 計	サギ、タカ、シギ、チドリ類	今帰仁村	古宇利島 鳥獣保護区 1 箇所	295ha 295ha	20年	0.0%	
平成26年度 計	サギ、タカ、シギ、チドリ類等	金武町	億首川 鳥獣保護区 1 箇所	89ha 89ha	20年	4.2%	
合 計			4 箇所	384ha			

(エ) 集団繁殖地の保護区

(第3表)

年 度	保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区 予 定 名 称	指定面積	指定期間	公有水面 の占有率	備 考
平成24年度 計	アジサシ類	渡嘉敷村	チービシ 鳥獣保護区 1 箇所	46ha	20年	0.0%	
合 計			1 箇所	46ha			

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

指定無し

(カ) 生息地回廊の保護区

指定無し

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

指定無し

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第4表)

年 度	指定区分	鳥 獣 保 護 区 名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積			
平成24年度	希少鳥獣生息地	西銘岳	解 除	84ha	84ha	0ha		国指定移管	
計		1箇所		84ha	84ha	0ha			
平成25年度	希少鳥獣生息地	佐手	解 除	158ha	158ha	0ha		国指定移管	
計		1箇所		158ha	158ha	0ha			
平成26年度	希少鳥獣生息地	与那覇岳	解 除	666ha	666ha	0ha	H26. 11. 1~H46. 10. 31	国指定移管	
"	"	屋嘉比島	期間更新	129ha	0ha	129ha		期間満了	
計	集団渡来地	伊良部 3箇所	期間更新	4,851ha 5,646ha	0ha 666ha	4,851ha 4,980ha		"	
平成27年度	森林鳥獣生息地	仲里	期間更新	245ha	0ha	245ha	H27. 11. 15~H47. 11. 14	期間満了	
"	"	名護岳	"	371ha	0ha	371ha	H27. 11. 1 ~H47. 10. 31	"	
"	"	恩納	"	517ha	0ha	517ha	H27. 11. 15~H47. 11. 14	"	
"	"	山田	"	186ha	0ha	186ha	"	"	
"	"	具志川	"	290ha	0ha	290ha	"	"	
計	身近な鳥獣生息地	狩俣・島尻 6箇所	"	200ha 1,809ha	0ha 0ha	200ha 1,809ha	"	"	
平成28年度									
計									
合 計		11箇所		7,697ha	908ha	6789ha			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

県は昭和49年に屋嘉比島、南大東、北大東特別保護地区、昭和50年には具志川特別保護地区、また、昭和60年には伊部岳、名護岳、佐手、西銘岳特別保護地区を指定し、さらに昭和61年には末吉、比謝川特別保護地区を指定した。これら特別保護地区は鳥獣保護区の期間満了に伴う更新と併せて再指定してきた。鳥獣の保護又は鳥獣の生息地保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、本計画期間中に期間満了となる特別保護地区については、原則として再指定を行う。

また、特別保護地区のない鳥獣保護区においても、次の区分に従い特別保護地区及び同地区内の特別保護指定区域の指定を積極的に進める。このため、特に良好な生息環境の確保が求められる集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所において特別保護地区を指定するよう努める。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を野生鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定し、鳥獣保護区指定箇所数の2分の1以上の地域につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。現在、良好な鳥獣生息地として具志川、比謝川、名護岳特別保護地区を指定している。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものであるが、本県においては、大規模生息地の保護区を指定することが困難であるため、本計画期間中における特別保護地区の指定は行わない。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場または、ねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

なお、冬の渡り鳥の中継地点として数多くの鳥類が飛来し、休息する粟国村の大正池公園と県指定天然記念物粟国村字西の御願の植物群落を粟国島特別保護地区に指定するよう努める。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するために必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

アジサシ類の集団繁殖地である渡嘉敷村のナガンヌ島の両端及びクエフ島をチービシ特別保護地区に指定するよう努める。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。現在、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、アカヒゲ等希少

鳥獣の保護繁殖を図る上で、生息環境の保全がきわめて重要な地域である佐手、西銘岳、与那覇岳、屋嘉比島特別保護地区を指定している。
また、佐手、西銘岳、与那覇岳特別保護地区については、国内希少野生動物種の代表的な生息地であるため、国指定鳥獣保護区への移管を図るべく関係機関との調整を図る。

(カ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地域について指定するものであるが、現在、対象となる候補地を把握していないため、科学的知見に基づき候補地の把握に努める。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は、鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。現在、市街地にあつて、まとまった自然の残る重要な地域である末吉特別保護地区を指定している。

(ク) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生殖地の保護区等の特別保護地区内において、人の立ち入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じる恐れのある場所で必要と認められる地域について検討する。

(2) 特別保護地区指定計画

(第5表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所				2		2						
	面積	224ha	変動面積	ha			216ha		216ha	ha					
大規模生息地	箇所		箇所												
	面積		変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇所		箇所	1					1						
	面積		変動面積	4ha					4ha	ha					
集団繁殖地	箇所		箇所	1					1						
	面積		変動面積	2ha					2ha	ha					
希少鳥獣生息地	箇所	4	箇所												
	面積	240ha	変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇所		箇所												
	面積		変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所	1	箇所												
	面積	19ha	変動面積	ha						ha					
計	箇所	8	箇所	2			2		4						
	面積	483ha	変動面積	6ha			216ha		222ha	ha					

区 分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**	
	24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇所														3
	面積														224ha
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所												1	1	1
	面積												4ha	4ha	4ha
集団繁殖地	箇所												1	1	1
	面積												2ha	2ha	2ha
希少鳥獣生息地	箇所						1	1	1			3	△ 3	3	1
	面積						30ha	58ha	23ha			111ha	△ 111ha	111ha	129ha
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所														1
	面積														19ha
計	箇所						1	1	1	1		4	△ 4	4	7
	面積						220ha	30ha	58ha	23ha		331ha	△ 331ha	331ha	378ha

* 箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E

(第6表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指 定期間	指定面積	指 定期間	指定面積	指 定期間	
平成24年度	集団渡来地	栗国島	764ha	H24年11月 1日より H44年10月31日まで	2ha	H24年11月 1日より H44年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	新規
計	"	豊見城三角池	1ha	"					
	集団繁殖地	チービシ 3 箇所	48ha 813ha	"	2ha 4ha	H24年11月 1日より H44年10月31日まで			
平成25年度	集団渡来地	古宇利島	295ha	H25年11月 1日より H45年10月31日まで			ha	年 月 日より 年 月 日まで	新規
計		1 箇所	295ha						
平成26年度	集団渡来地	億首川	89ha	H26年11月 1日より H46年10月31日まで			ha	年 月 日より 年 月 日まで	新規
	"	伊良部	4,851ha	"					再指定
計	希少鳥獣生息地	屋嘉比島 3 箇所	129ha 5,069ha	"	129ha 129ha	H26年11月 1日より H46年10月31日まで			"
平成27年度	森林鳥獣生息地	仲里	245ha	H27年11月15日より H47年10月14日まで			ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
	"	名護	371ha	"	207ha	H27年11月15日より H47年10月14日まで			"
	"	恩納	517ha	"					"
	"	山田	186ha	"					"
	"	具志川	290ha	"	9ha	H27年11月15日より H47年10月14日まで			"
計	身近な鳥獣生息地	狩俣・島尻	200ha 1,809ha	"	216ha				"
平成27年度 計		箇所					ha	年 月 日より 年 月 日まで	
合 計		13 箇所	384ha		349ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意する。また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期を検討する。

(2) 休猟区指定計画

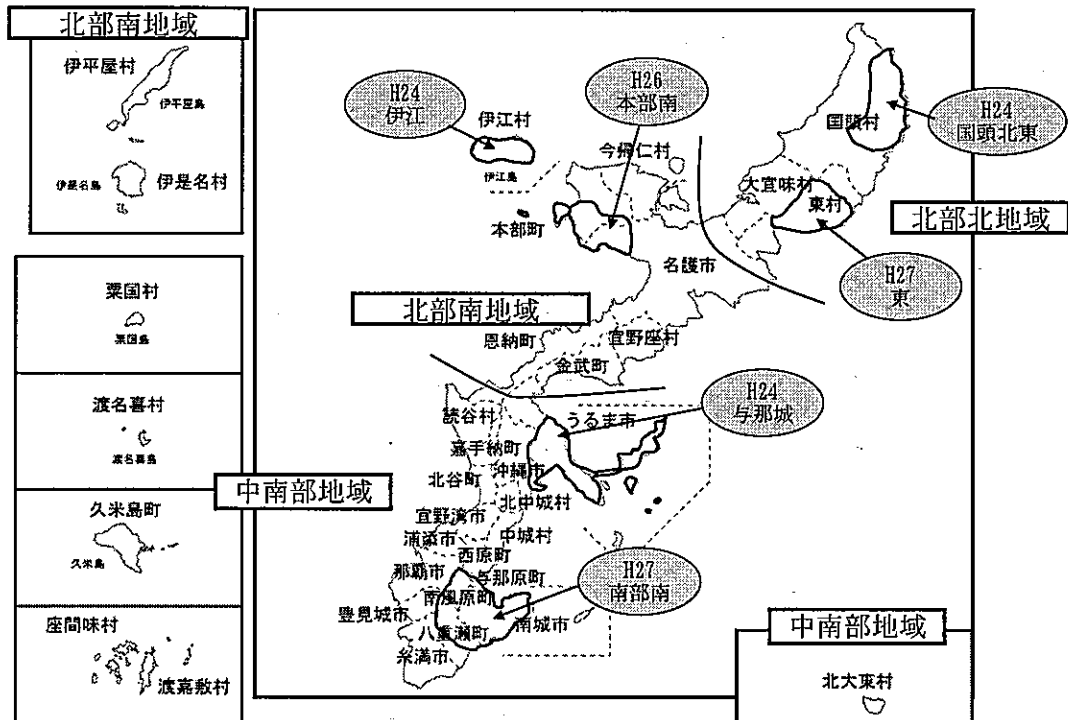
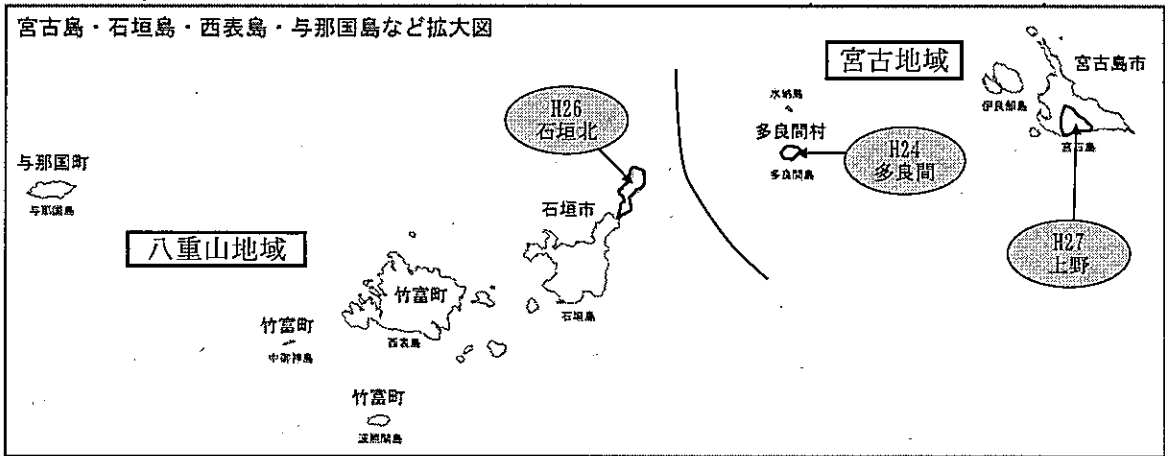
(第7表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
平成24年度 計	<ul style="list-style-type: none"> ・国頭村 ・伊江村 ・うるま市、沖縄市 ・多良間村 	<ul style="list-style-type: none"> ・国頭北東 休猟区 ・伊江 休猟区 ・与那城 休猟区 ・多良間 休猟区 	4,233 ha 2,273 ha 8,101 ha 2,189 ha 16,796 ha	3年 3年 3年 3年	北部北地域：1地区 北部南地域：2地区（宜野座） 中南部地域：1地区 宮古地域：1地区
平成25年度	指定無し				
平成26年度 計	<ul style="list-style-type: none"> ・本部町、名護市 ・石垣市 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部南 休猟区 ・石垣北 休猟区 	4,560 ha 2,840 ha 7,400 ha	3年 3年	北部南地域：2地区（伊江） 八重山地域：1地区
平成27年度 計	<ul style="list-style-type: none"> ・東村 ・南風原町、八重瀬町、与那原町 ・宮古島市 	<ul style="list-style-type: none"> ・東 休猟区 ・南部東 休猟区 ・上野 休猟区 	4,790 ha 6,450 ha 1,928 ha 13,168 ha	3年 3年 3年	北部北地域：1地区 中南部地域：1地区 宮古地域：1地区
平成28年度	指定無し				
合計			37,364 ha		

休猟区の地域及び指定地区

休猟区の地域

八重山地域



4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区の整備は、年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮する。

ア 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど管理に努める。

イ 観察等利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察のための施設等の整備に努める。

ウ 調査、巡視等管理

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、採餌、営巣等のための環境の維持等の観点から、必要に応じて、調査・巡視等の管理の充実に努める。

エ 保全事業に関する基本的な考え方

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図るものとする。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

(第8表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	制札83	制札10	制札10	制札5	制札5	制札5
案内板の整備	14	3	2	1	1	1

イ 利用施設の整備

無し

ウ 調査、巡視等の計画

(第9表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	16	16	16	16	16
	人数	鳥獣保護員36人	鳥獣保護員36人	鳥獣保護員36人	鳥獣保護員36人	鳥獣保護員36人
管理のための調査の実施		鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等	鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等	鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等	鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等	鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

鳥獣の保護増殖については自然繁殖を原則とするが、絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要があると認められた場合は、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」に沿って、専門家等の意見を聞き、環境省とも連携を図りながら人工増殖の具体的方法について検討する。

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥獣については、本県特有の島しょ生態系の保全上、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により生態系を攪乱し、生物多様性に悪影響を及ぼすおそれがあるので、原則として行わないよう指導する。

但し、狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るため必要と認められる箇所においては、当該箇所の生態系を考慮した上で、地元住民、関係機関と調整の上、放鳥の適否、方法等について助言する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

本計画期間中の放鳥計画はない。

(3) 放獣計画

哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行わないよう指導する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省が作成したレッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣、法第7条第5項に基づき環境省令で定められている鳥獣並びに本県が作成したレッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、必要に応じ調査等を行い、生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

法第2条第3項に基づき環境省令で定められている狩猟鳥獣

イ 保護管理の考え方

現在、本県ではハシブトガラスやイノシシなどによる農作物被害が依然としてあり、県農林水産部及び市町村と連携しながら、生息状況等の把握のための調査、捕獲等を行い、適切な保護管理を実施していく。

(3) 外来鳥獣等

ア 対象種

我が国に本来生息地を有しておらず人為的に海外から導入された鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入された鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

現在、本県では、沖縄島北部地域において生態系に被害を及ぼす外来生物のジャワマングースの捕獲を実施しており、今後も捕獲を継続していく。また、沖縄島に生息するシロガシラ（以下シロガシラという。）、インドクジャク及びキジによる農作物被害が増加しており、県農林水産部及び市町村と連携しながら、生息状況等の把握のための調査、捕獲等を行う。なお、その他の外来鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が確認された場合は、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図る。

(4) 一般鳥獣

ア 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣又は狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

- ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。
- ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- エ 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- カ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの(外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの)であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下第4において「被害」という。)が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う。特に外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。

ウ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

なお、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努め、今後、廃止する方向で検討する。

(ア) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

(イ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

(ウ) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

(エ) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として許可しない。

ただし、これまで適正にメジロを飼養していた者への配慮と周知徹底のため、次のとおりとする。

・平成24年度以降の捕獲許可申請は受け付けない。

ただし、平成19年度に捕獲許可を得て飼養登録を行ったが、飼養していたメジロの死亡等により、現在、飼養していない場合は、平成24年度に限り、再度、捕獲許可申請を受け付ける。

・平成23年度に捕獲許可をとり、現在、メジロを飼養しているが、飼養登録を行なっていなかった場合には、飼養登録を周知する期間として、平成24年度中に限り飼養登録を受け付ける。ただし平成24年度中に飼養登録を行わなかった場合は、平成25年度以降の飼養並びに飼養登録申請を認めない。

(オ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

(カ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、原則として以下の基準を満たすものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ア(ア)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に移譲され、円滑に制度の運営が図られるよう努める。近年、ハシブトガラスやシロガシラ、イノシシなどの被害が多く、被害防止の迅速な対応が求められていることから、生活環境及び農林水産業被害の防止の目的に係る捕獲等又は採取等の許可について、市町村長への許可権限の移譲を検討する。

捕獲許可に係る権限を市町村長に移譲する場合は、法、規則、環境省基本指針及び県鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び県に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとし、既に権限を移譲した愛玩を目的とした捕獲許可については、許可せず、適切に対応していくよう助言する。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うよう指導するものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないように指導する。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の

方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図る。また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処する。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。このような種については、特に鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討する。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当するものであること。

（ア）主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

（イ）鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

（ウ）主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

（エ）研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

ウ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）

とする。

エ 期間

1年以内

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

キ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

ア 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にとっては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にとっては、同各1,000羽以内、その他の者にとっては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。特に本県においては、ハシブトガラスやイノシシに関する農作物被害が依然として認められ、外来種であるシロガシラ、インドクジャク、キジによる農作物被害も増加していることから、被害防止に関する研究及び技術開発を促進するとともに捕獲技術の確立などに努める。

なお、その他の外来種については、その種類、分布地域により農林水産業又は生態系に係る被害等に違いがあり、また、既に定着している場合もあることから、専門家等の意見を踏まえ、環境への影響等を評価したうえで、個々の事例毎にその対策を実施していく。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

ア 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という）は、イの予察表で示した鳥獣を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をする。

予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣の種類別、月別及び地域別の被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、市町村の状況に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行った。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、適切に対処する。

イ 予察表

(第10表)

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
イノシシ	水稲、サトウキビ、 野菜、いも類	←														→	沖縄島、八重山 諸島、宮古島、 渡嘉敷島
シロガシラ	野菜、果樹、いも類	←														→	沖縄島
ハシブトガラス	野菜、果樹、畜産飼 料、家畜、生活環境	←														→	沖縄県全域
カモ類	水稲	←														→	八重山諸島、伊 是名島
バン	水稲	←										→					八重山諸島、伊 是名島
スズメ	水稲、野菜			←	→					←	→						八重山諸島
キジバト	水稲、野菜		←	→						←	→						伊是名島
ヒヨドリ	果樹	←														→	沖縄島
ヌミ類	サトウキビ、野菜	←														→	沖縄島
ジャワマンゲース	サトウキビ、野菜、 果樹、生態系	←														→	沖縄島
カワラバト (ドバト)	生活環境	←														→	沖縄県全域
キジ	水稲、野菜、果樹、 いも類、生態系	←														→	沖縄島、北大東 島、石垣島、伊 是名島
インドクジャク	水稲、野菜、果樹、 いも類、生態系	←														→	八重山諸島、宮 古島
ノネコ	生態系	←														→	沖縄県全域

ウ 被害発生予察地図

省略

(3) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

第10次鳥獣保護事業計画期間内における有害鳥獣捕獲実績を基にして、農作物被害状況、鳥獣の生息密度等を勘案し、適正生息数の維持を図る。

イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第11表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
イノシシ	H24～H28	狩猟期における捕獲により個体数管理を図る。	
ハシブトガラス	H24～H28	関係機関と調整し、効果的な防除方法の検討を行うとともに、有害鳥獣捕獲により個体数管理を実施する。	
外来種等 (シロガシラ、キジ、クジャク等)	H24～H28	関係機関と調整し、被害実態の把握、効果的な防除方法の検討を行うとともに、有害鳥獣捕獲により個体数の低減を図り、根絶を目指す。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、カワラバト（ドバト）、シロガシラ、インドクジャク、ジャワマングース及びノヤギ以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱う。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な

有害鳥獣捕獲を図る。

イ 許可基準

(ア) 有害鳥獣捕獲実施者

有害鳥獣捕獲実施者は、原則として次による者とする。

- a 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、網を使用する場合は網猟免許、わなを使用する場合はわな猟免許を所持する者であること。
- b 狩猟者共済又はハンター保険に加入していること。
- c 法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法令に違反したことがないこと。

ただし、下記の事項における有害鳥獣捕獲はその限りではない。

- (a) 外来鳥獣等の有害鳥獣捕獲を銃器の使用以外の方法により行う場合であって、従事者の中に網猟免許又はわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網猟免許又はわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟免許又はわな猟免許を受けていない者は、網猟免許又はわな猟免許を受けている者の監督下で有害鳥獣捕獲を行うものとする。ただし、箱わな又は筒式イタチ捕獲器を使用して行う場合にあつて、県の指定する講習を修了した者は、その限りでない。
- (b) ハシフトガラス、カワラバト（ドバト）、シロガシラ等を、錯誤捕獲や危険性が少ないと知事が認めた捕獲箱により有害鳥獣捕獲をする場合。
- (c) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網又は手捕りにより、ジャワマンガース、ハシフトガラス、カワラバト（ドバト）等の小型の鳥獣を捕獲する場合。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導する。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であつて、従者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施すること等により捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていないものを補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導する。

また、有害鳥獣捕獲実施に当たっては、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含めることとし、捕獲従事者は、捕獲目的を達成するために必要最小限の人数とする。また、被害等の発生状況に応じて、共同捕獲又は単独捕獲による捕獲方法が適切に選択されていることとする。

(イ) 鳥獣の種類・数

- a 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
- b 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の（a）又は（b）に該当する場合のみ対象とする。
 - (a) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(b) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

c 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、a～cは適用しない。

(ウ) 期間

a 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

b 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

c 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応する。

d 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

(エ) 区域

a 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

b 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等これが効果的に実施されるよう市町村を助言する。

c 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。さらに、休猟区等の区域の見直しを検討する。

(オ) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

(カ) 鳥獣の種類ごとの許可基準

原則として、第12表の基準に基づき許可する。ただし、現に被害があって必要と認められる場合等はその限りではない。

(第12表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数 (以内)	1人当り駆除羽 (頭)数(以内)	許可対象者	留意 事項		
知事	イノシシ	銃器 わな	沖縄県全域	猟期(11/15 ~2/15)以外	30	2	(1)国、地方公共 団体 (2)法第9条第8 項の規定により 環境大臣の定め る法人 (3)鳥類を銃器以 外の方法で捕獲 等する場合は、 鳥類から被害を 受けた者 (4)その他特に必 用があると認め られる者		水稲、サトウキビ、 野菜、いも類	
	ハシブトガラス	銃器	沖縄県全域	通年	60	必要数			野菜、果樹、畜産 飼料、家畜	
		捕獲箱			180	必要数				
	ヒヨドリ	銃器	沖縄県全域	1/1~3/15 7/1~12/31	30	8			果樹	
	キジバト	銃器	沖縄県全域	10/1~11/15	30	5			水稲、野菜	
	バン	銃器	沖縄県全域	10/1~11/15	45	5			水稲	
	カモ類	銃器	沖縄県全域	2/16~3/15 6/15~11/15	45	5			水稲	
	キジ	銃器	沖縄県全域	通年	30	必要数			水稲、野菜、果樹、 いも類、生態系	
カワラバト(ドバト)	捕獲箱	沖縄県全域	通年	60	必要数		生活環境			

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数 (以内)	1人当り駆除羽 (頭)数(以内)	許可対象者	留意 事項		
知事	インドクジャク	銃器 わな等	宮古地域、 八重山地域	通年	1年	必要数			水稻、野菜、果樹、 いも類、生態系	
	シロガシラ	銃器 捕獲箱	沖縄県全域	通年	1年	必要数			野菜、果樹、いも 類	
	その他外来鳥獣	銃器 わな等	沖縄県全域	通年	1年	必要数			生態系等	
	その他	調査に基づき適宜考慮する。								

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

現在、沖縄県各地では、鳥獣被害防止特措法に基づき関係機関と協議の上、各市町村で被害防止計画を作成し、ハシブトガラス、シロガシラ、イノシシ、クジャク、キジ等を対象として鳥獣被害対策実施隊を設置して、有害鳥獣捕獲を実施している。一市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言する。

イ 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第13表)

対 象 鳥 獣 名	対 象 地 域	備 考
銃器を使用して捕獲を実施する鳥獣	沖縄県全域	

ウ 指導事項の概要

(ア) 捕獲隊の編成にあたっては、次の順序に従い捕獲従事者を選定する。

- a 当該年度の狩猟登録者
- b 前年度の狩猟登録者
- c 狩猟免許取得者
- d 狩猟又は有害鳥獣捕獲の経験者
- e 直接被害を受けている者

(イ) 捕獲隊の班の編成は、捕獲従事者10名以内、関係者、被害者等から5名以内の計15名以内とし、1市町村で5以内の班編成を行うものとする。

(ウ) 有害鳥獣捕獲の実施

- a 捕獲従事者又は捕獲隊が有害鳥獣捕獲を実施するときは、関係者の指導のもとに実施する。
- b 捕獲隊員は、常時出動できる体制をとるものとする。
- c 捕獲従事者は、有害鳥獣捕獲の実施の際は、腕章を着けるものとする。
- d 捕獲隊員は、有害鳥獣捕獲による鳥獣保護管理思想の普及効果を考慮し、有害鳥獣捕獲実施の際は公共的秩序ある行動をとるものとする。

5 その他特別の事由の場合

(第14表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準				
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
傷病により保護を要する鳥獣の保護	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
愛玩のための飼養	愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として許可しない。					
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。
------------------------------------	----	--

6 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生鳥獣の保護思想の普及を図る中で、各市町村と協力し、適正な管理が行われるよう努めるものとする。また、鳥類の違法な飼養が依然として見受けられ、また、本計画から愛玩のための飼養の目的での捕獲は原則として許可しないこととなったので、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

エ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

オ 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

適正な飼養について、広報等により啓発を図るとともに、県職員、各市町村職員及び鳥獣保護員等により巡回し、違反等の防止に努める。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

現在、本県においては、野外レクリエーション地域の危険防止の観点から、宮古島市大野山林を法第35条に規定する特定猟具使用禁止区域として指定している。特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域について特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第15表)

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	1	箇所						0						0
	面積	1,115ha	変動面積						0 ha						0 ha
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	0	箇所						0						0
	面積	0 ha	変動面積						0 ha						0 ha

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度			28年度	計(E)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0 ha						0 ha	0 ha	1,115ha
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0 ha						0 ha	0 ha	0 ha

*箇所数については (B) - (E) 面積については (B) + (C) - (D) - (E) **箇所数については (A) + (B) - (E) 面積については (A) + (B) + (C) - (D) - (E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

新設及び再指定の計画はない。

2 特定猟具使用制限区域の指定

本計画では、特定猟具使用制限区域については指定しない方針であるが、状況の変化等で事故防止と狩猟の調整を図る必要のある区域が生じた場合は、地元市町村、猟友会、警察署等関係者と協議の上指定する。

3 猟区設定のための指導

本島の島しょ性等自然特性を踏まえ猟区については設定しない。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定を検討する。特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

現在、本県においては、伊是名村全域を鉛散弾規制地域に指定しており、現行規制の評価を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めていく。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

(4) 法第12条第2項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域

(第16表)

区域名	面積	指定年次	指定猟法禁止区域への移行	備考
伊是名島指定猟法禁止区域	1,409ha	平成12年	必要に応じて移行	

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

特定鳥獣保護管理計画の対象となる鳥獣については、地域的に個体数が著しく増加、又は分布域が拡大したことにより、農林水産業被害や自然生態系の攪乱等が深刻化している鳥獣や、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図る必要が認められるときに作成を検討する。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

本県には、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等をはじめとする数多くの固有種が生息するとともに、サシバやシギ・チドリ等渡り鳥の重要な渡来地及び休息地となっている。

一方近年、外来種であるジャワマングースがやんばる地域に侵入したため、捕食等により固有種の生存が脅かされている。このことから、本県では平成12年度よりマングースの防除事業を開始した。現在、マングースの分布域の縮小、低密度化が図られているが、依然として固有種にとって脅威となっている。

また、外来種等であるシロガシラ、インドクジャク及びキジ並びに狩猟鳥獣であるイノシシ及びハシブトガラスについては、生息域が拡大している種もあり、生態系や農林水産業等に被害を与えている。

そのため、科学的な知見に基づいた鳥獣保護管理の推進を図るために、鳥獣の生息分布等の調査を実施し、併せて外来種対策のための基礎資料とする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

沖縄県に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査を実施する。

(2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣生息分布等調査では、本県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査する。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いる。

なお、本県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く）のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成する。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努める。

(第17表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
オリオオコウモリ	平成24年度 } 平成25年度	生息分布調査、食性調査、農作物被害状況調査、 防除効果のヒアリング調査等を行う。	北部地区	通年

(3) 希少鳥獣等保護調査

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣等の分布、生息数、生息環境、生態系を調査する。

(第18表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ヤンバルクイナ、ケナガネズミ 等希少種	平成24年度 } 平成28年度	資料収集、生息分布調査、個体数調査等を行う。	県全域	通年

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、本県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

(第19表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
県全域	平成24年から平成28年度まで	沖縄県鳥獣保護員に地区を割り当て、定点カウント法により一斉調査する。	狩猟者へ狩猟の自粛を呼びかける

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区、休猟区及び捕獲禁止区域の指定、管理等を適正に行うため、既指定の鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

なお、被害の状況等の調査に当たっては市町村等の協力を得て行う。

(第20表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備 考
県指定の全鳥獣保護区	平成24年度から平成28年度まで	鳥獣保護員により、一般鳥獣の定点カウント法又はロードセンサス法で調査する。	
古宇利島	平成24年度から平成25年度まで	一般鳥獣について、定点カウント法又はロードセンサス法で調査する。鳥獣保護員から情報収集、及び既存資料の収集を行う。	平成25年度新規指定
億首川下流域	平成25年度から平成26年度まで	一般鳥獣について、定点カウント法又はロードセンサス法で調査する。鳥獣保護員から情報収集、及び既存資料の収集を行う。	平成26年度新規指定
休猟区及び捕獲禁止区域	平成24年度から平成28年度まで	一般鳥獣について、定点カウント法又はロードセンサス法で調査する。鳥獣保護員から情報収集及び既存資料の収集を行う。	
新規指定候補地区	平成24年度から平成28年度まで	候補該当地区の既存資料の収集や環境調査を行い、候補地区の把握に努める。	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の実態を把握し、狩猟の適正化及び狩猟者の狩猟鳥獣管理意識の高揚を図る。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況等を把握するため、狩猟者へのアンケート調査を実施する。なお、特に生息数の減少が著しいものについては、重点的に調査を行う。

(第21表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	平成24年度から平成28年度	調査内容：メッシュ単位の出会い数調査 調査方法：アンケート	

(3) 放鳥効果測定調査

本県では放鳥事業を実施してないが、放鳥する場合は必要に応じて定着状況等を調査する。

(4) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入り頻度及び錯誤捕獲等を必要に応じて調査する。調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握する。

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の生息状況等を明らかにするよう努める。なお、被害状況については、市町村等の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努める。

(2) 調査の概要

(第22表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	平成24年度から平成28年度	メッシュ単位の出会い数調査	
ジャワマングース	平成24年度から平成28年度	被害等の発生状況や生息状況等の調査	
シロガシラ	平成24年度から平成28年度	被害等の発生状況や生息状況等の調査について、国、県農林水産部、市町村等からの情報収集を実施	
ハシブトガラス			
インドクジャク			
キジ			

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置については、鳥獣保護事業計画に基づく進捗状況等を勘案して行う。また、鳥獣保護事業の円滑な推進を図るため、担当職員の研修を充実させる。鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努める。

また、地方検察庁、警察署等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。

(2) 設置計画

(第23表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 (自然保護課)	4	0	4	4	0	4	法全般
出 先 (北部農林水産振興センター)		1	1		1	1	狩猟事務
(南部林業事務所)		1	1		1	1	鳥獣捕獲許可事務
(宮古支庁農林水産整備課)		1	1		1	1	
(八重山支庁農林水産整備課)		1	1		1	1	

(3) 研修計画

(第24表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人数	内容・目的	備 考
野生生物保護研修	国	5月	1回	全国	1	野生生物保護に関する研修	
鳥獣保護担当者研修	県	4月	1回	全県	4	法令解説等	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

ア 鳥獣保護員の活動について

鳥獣保護員の主な活動は、狩猟取締、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等である。

イ 鳥獣保護員の任命について

鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命する。また、専門的知識等を持つ者の公募による採用についても、地域の状況に応じて検討していく。

ウ 鳥獣保護員の総数について

市町村単位で1人を標準とするが、鳥獣保護区等の分布、可猟地域並びに狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及状況等を勘案して適正配置を行う。

エ 鳥獣保護員の資質の維持・向上について

鳥獣保護員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護員の任期を更新する際には、適性能力の確認や、研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

(2) 設置計画

(第25表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	充足率(C/A)
41人	36人	88%	0人	0人	0人	0人	0人	36人	88%

(3) 年間活動計画

(第26表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護パトロール	←												→	県職員や市町村職員が同行
許可証等の検査及び店舗等の立入検査	←												→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←												→	
生息状況等調査							↔				↔			ガンカモ調査, サシバ飛来数調査

(4) 研修計画

(第27表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員連絡会議	県	3月	1回	全県	36人	法令解説、県事業計画の説明、活動内容の説明等	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域の把握に努め、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

(2) 狩猟者の減少防止対策

狩猟者の減少及び高齢化が危惧されているため、減少防止対策を検討する。

4 鳥獣保護センター等の設置

鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣に関する各種調査研究の拠点とすることを目的として、鳥獣保護センター等の設置について検討し、鳥

獣保護事業計画の実施体制の整備に努める。

なお、当面は、環境省やんばる野生生物保護センター、西表野生生物保護センター及び漫湖水鳥湿地センターの運営に協力していき、また、傷病鳥獣救護事業においては県動物愛護管理センターの活用を図っていきたい。

5 取締り

(1) 方針

取締りについては、警察署、鳥獣保護員等の協力を得て狩猟期、鳥獣の繁殖期及びサシバ飛来期を重点的に行うとともに、本県に生息する鳥獣の違法捕獲、違法飼養について、年間を通じての随時取締りを行う。

(2) 年間計画

(第28表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
サシバ密猟取締り							←→						
違法猟具等の取締り								←					→
違法捕獲取締り	←												→
狩猟違反取締り								←					→

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県には、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、カンムリワシなどの国内希少野生動植物種をはじめとする貴重な野生生物が生息・生育しているが、諸々の開発や外来種の侵入等により生息環境が悪化しており、なかには絶滅の危機に瀕している種もある。今後とも引き続き、これらの現状を踏まえた保護事業を検討していくものとする。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するよう努める。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努める。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

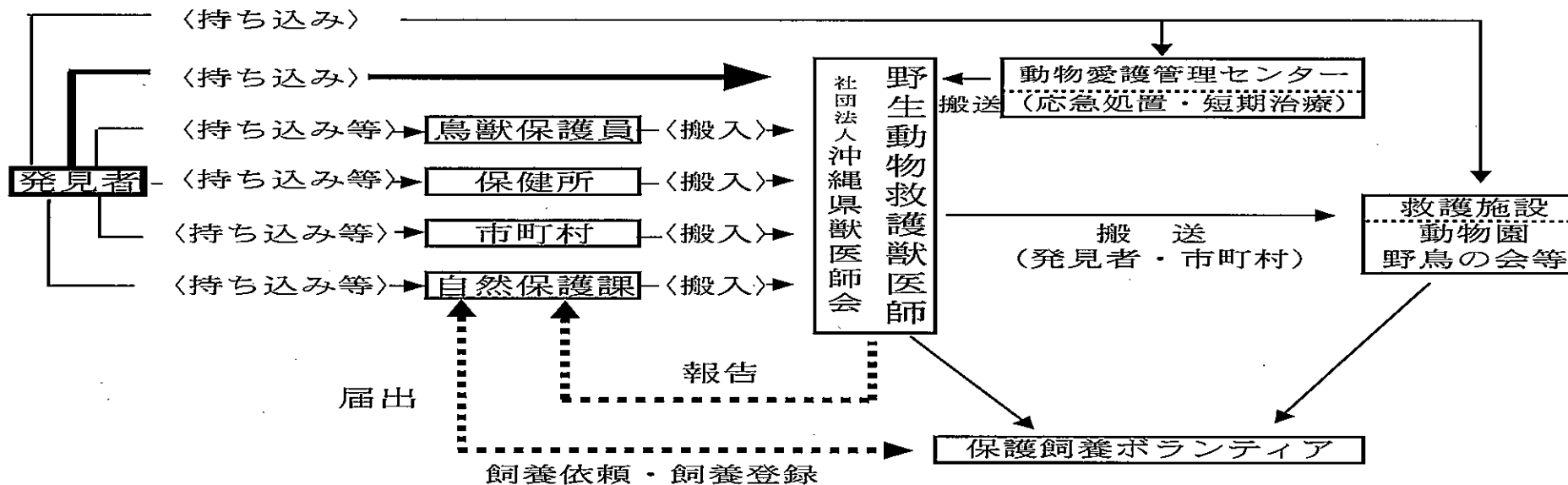
傷病鳥獣の保護の実施に当たっては、効果的かつ機動的に救護を行うため、獣医師会、自然保護団体等とも連携を図ることとし、また、救護に係わるボランティアの位置付けを明確にすること等により、民間による積極的な取組みを推進する。

また、長期の療養を要する、あるいは野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣について、一時的に介護を行う民間ボランティア制度の円滑な推進を図る。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことがないように、県民に対し周知徹底を図る。

(第29表)

傷病鳥獣の保護体制



- ※ 傷病鳥獣の発見者等が、野生動物救護獣医師等に持ち込むことを原則とする。
- ※ 各搬送先においては、救護鳥獣の回復状況を確認し、野生復帰を積極的に行う。

4 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人慣れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘引することとなり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な場合を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響や、鳥獣による被害を誘引することがないように十分配慮する。また、餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分配慮する。

さらに、不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害を誘引することにもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。

5 感染症への対応

野生鳥獣における人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症の発生状況等に関する情報収集に努め、県民の感染症についての適切な理解を促し、社会不安の発生を予防する。

特に、高病原性鳥インフルエンザについては、発生した場合に家きんへの影響が多いため「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づき、関係機関と連携を図り、平常時から監視に努め、発生時には迅速かつ的確に対応する。

6 普及啓発

(1) 鳥獣保護思想の普及

ア 方針

県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、鳥獣保護員、野鳥の会、獣医師会等関係機関・団体と連携・協力して、愛鳥週間等を通して鳥獣保護思想の普及啓発を図り、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。

また、鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の保護に資するため、傷病鳥獣の保護体制の推進を図る。

イ 事業の年間計画

(第30表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間		↔											
愛鳥モデル校指定 (H24)										←	→		
愛鳥モデル校の指導	←												→
自然観察会				←	→								
サシバ保護の普及・啓発							↔						
野鳥の会等団体の育成指導	←												→
ラムサール条約登録記念シンポジウム (H24)				↔									

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第31表)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
愛鳥週間行事	野鳥講演会、探鳥会 愛鳥週間ポスター原画募集 野鳥パネル展（県民ホール）	同 左	同 左	同 左	同 左	
愛鳥モデル校	指定		更新・新規追加			
自然観察会	海の自然観察会	山の自然観察会	海の自然観察会	山の自然観察会	海の自然観察会	
サシバ飛来数調査	サシバ飛来数調査	同 左	同 左	同 左	同 左	

(2) 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により県民が親しく野鳥に接する喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」等を整備することを検討する。

(3) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

平成24年度より、県内の小・中・高校、エコクラブ等から5団体程度「愛鳥モデル校(クラブ)」として新規に指定する。指定に当たっては現在愛鳥活動を実施している学校から「愛鳥モデル校」を募り、指定することで継続した野鳥保護思想の普及啓発を図る。

なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。

イ 指定期間

原則として3年間の指定期間とする。(ただし指定の更新については、特に妨げないこととする)

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

担当教諭の研修、探鳥会等への指導者派遣、活動費助成等を行い、実践活動を支援する。

エ 指定計画

(第32表)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新規	計	既設	新設	計
小 学 校		2	2	2		2	2		2	2		2	2		2
中 学 校		1	1	1		1	1		1	1		1	1		1
その他の機関・団体		2	2	2		2	2		2	2		2	2		2

(4) 法令の普及徹底

ア 方針

本計画から愛玩のための飼養の目的での捕獲は許可しないこととなったので、鳥獣に関する法令のうち、鳥獣の捕獲及び飼養登録制度について、ポスター、パンフレット、広報誌およびマスコミ等媒体を通じて、関係市町村と連携を図りながら、県民等に広く周知徹底を図る。

イ 年間計画

(第33表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
捕獲許可制度 飼養登録制度 狩猟制度	←												→	巡回、講習会、 広報誌、チラシ	県民、市町村職員、 鳥獣保護員、 狩猟者